

令和7年第1回東広島市議会定例会

報 告 事 項

そ の 3

令和7年3月

目

次

報 告 第 3 号	専決処分の報告について……………	1
報 告 第 4 号	専決処分の報告について……………	3

報告第3号

専決処分の報告について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年3月18日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 専決処分の内容

(1) 損害賠償の額

12万1,000円

(2) 債 権 者

2 専決処分年月日

令和7年3月7日

(報告理由)

令和6年12月19日、ひがしひろしま墓園において、敷地内の松が倒れて墓地の区画を使用している者の墓石に当たり、当該墓石の竿石及び墓誌を損傷した事故があり、損害賠償の額を定めることについて専決処分をしたので、この処分について報告するものである。

(根拠法令)

地方自治法

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

② 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

専決処分事項の指定について（平成2年10月8日議決）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次の事項については、これを市長において専決処分することができるものとする。

(1) 1件50万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を決定すること。

報告第4号

専決処分の報告について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年3月18日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 専決処分の内容

(1) 損害賠償の額

5万1,018円

(2) 債 権 者

広島市西区庚午中三丁目1番5号

株式会社カーエース広島

代表取締役 芦 谷 栄 司

2 専決処分年月日

令和7年3月10日

(報告理由)

令和7年2月7日、東広島市立西条中学校の校庭において、当該校庭に設置していた防球ネットが強風により倒れ、当該校庭に駐車していた軽自動車に当たり、当該軽自動車の後部を損傷した事故があり、損害賠償の額を定めることについて専決処分をしたので、この処分について報告するものである。

(根拠法令)

地方自治法

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分に行うことができる。

- ② 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

専決処分事項の指定について（平成2年10月8日議決）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次の事項については、これを市長において専決処分することができるものとする。

- (1) 1件50万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を決定すること。

